

令和8年度
第1回兵庫県都市計画審議会

令和8年8月28日（金）
兵庫県農業共済会館7階 大会議室

開会 午後2時00分

○事務局 第1号議案、姫路市における中播都市計画及び山崎都市計画下水道、揖保川流域下水道の変更についてご説明いたします。

姫路市の位置図です。姫路市は、兵庫県の中南部に位置し、人口約51万8千人、面積約534平方キロメートルの中核市です。東は高砂市、加古川市、加西市、市川町及び福崎町、西はたつの市及び太子町、北は宍粟市及び神河町と接しています。赤色の太枠で囲んだ部分が姫路市の市域であり、黄色で着色した部分が中播都市計画区域及び山崎都市計画区域です。

今回都市計画変更を行う揖保川浄化センターの概要です。揖保川浄化センターは、網干区興浜及び網干浜に位置する下水処理場で、面積は約41万7,200平方メートルです。兵庫県が管理運営し、姫路市、たつの市、宍粟市及び太子町の3市1町の下水を集め、処理しています。

変更内容についてご説明いたします。今回の変更は、下水道に関する都市計画決定事項のうち、「その他の施設」として都市計画決定されている揖保川浄化センターの区域を変更するものです。計画図をご覧ください。緑色で着色した箇所が、「その他の施設」として都市計画決定されている区域であり、そのうち、白色の点線で囲まれた範囲が、揖保川浄化センターの区域です。このたび、揖保川浄化センターの区域のうち、黄色で着色した西側の一部区域を削除する変更を行います。

今回の都市計画変更の理由は、現在埋立て中の工業用地へのアクセス道路の整備に伴う揖保川浄化センターの一部区域の削除です。変更に至った経緯について、次ページ以降でご説明いたします。

まず、工業用地創出のための埋立てについてご説明いたします。揖保川浄化センターが立地する姫路港網干沖地区の南側では、産業の需要に対応するため、工業用地の埋立てが行われています。埋立て竣工後、この用地を活用するため、現在、兵庫県により姫路港（網干沖地区）整備事業が進められています。

続いて、姫路港（網干沖地区）整備事業の内容についてご説明いたします。本事業では、背後の幹線道路と工業用地を結ぶアクセス道路として、臨港道路網干沖南1号線、2号線及び区画道路の整備が予定されています。今後、工場等が立地する工業用地として活用していくため、必要な道路幅員を確保し、交通体系の強化を図る必要があります。このため道路整備に伴い、揖保川浄化センターの一

部区域を削除するものです。

続いて、姫路港（網干沖地区）整備事業の内容についてご説明いたします。本事業では、背後の幹線道路と工業用地を結ぶアクセス道路として、臨港道路網干沖南1号線、2号線及び区画道路の整備が予定されています。今後、工場等が立地する工業用地として活用していくため、必要な道路幅員を確保し、交通体系の強化を図る必要があります。このため道路整備に伴い、揖保川浄化センターの一部区域を削除するものです。

削除する区域の範囲を横断図で示しています。臨港道路の基準に基づき設計した結果、道路の一部が揖保川浄化センターの区域と重複することとなったため、黄色の矢印で示す範囲を削除します。なお、当該区域を削除した場合においても、揖保川浄化センターの施設機能及び維持管理に支障がないことを確認しています。

以上の内容を踏まえて、揖保川浄化センターの区域を一部削除します。変更後の面積は約 41 万 3,500 平方メートルとなり、約 3,700 平方メートルを削除するものです。

住民説明会等の実施状況についてご説明いたします。令和7年12月18日に姫路市が住民説明会を開催しましたが、参加者は0名でした。なお、市が実施した説明会を踏まえて市案が作成されているため、県の説明会は省略しています。また、令和8年4月10日から4月24日まで2週間、都市計画案を縦覧に供しました。意見書の提出はなく、本案について、関係市町である姫路市、たつの市、宍粟市及び太子町への意見照会においても異存なしとの回答を得ています。

今回ご審議いただく変更に関する説明は以上になりますが、最後に報告事項といたしまして、縦覧に供した参考図書の「変更前後対照表」に軽微な記載誤りがありましたので、正しい内容に修正しております。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。では、ご質問又はご意見がありましたらお願いします。ご発言に際しては、会場の委員は、事務局からマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってから、ご発言ください。オンライン参加の委員は、挙手ボタンを押していただき、こちらより指名しましたら、ご発言ください。

○5番委員 問題のない変更かとは思いますが、確認だけさせてください。資料の7ページを出していただければと思いますでしょうか。削除の区間が

560mとなっておりますが、黄色部分が 560m ということになるのでしょうか。そうすると 940m というのは、黄色部分のさらに右の部分になるということでよろしいでしょうか。

○事務局 ご認識のとおりです。図面が見えにくいのですが、このグレー部分の全長が 940m、そのうちの一部区間である黄色部分が 560m となります。

○5 番委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 その他、ご質問やご意見等はございますでしょうか。ご質問等がないようですので、お諮りします。第 1 号議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○議長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、第 1 号議については、原案のとおり可決します。

○議長 続いて、報告事項に移ります。「復興まちづくりのための事前準備の取組について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本日は、今年度、県で検討している「復興まちづくりのための事前準備の取組」について、報告させていただきます。

まず、画面上段の「これまでの経過・経緯」をご覧ください。経緯・経過の 1 つ目として、阪神・淡路大震災の復興業務に携わった職員の退職も進む中、これまで復興の過程で蓄積してきた知見やノウハウの確実な継承が、やはり重要であることが挙げられます。

2 つ目としては、南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、事前準備の必要性を認識しており、令和 7 年 6 月に策定した「ひょうご都市計画基本方針」等に、復興まちづくりのための事前準備の取組を位置付けたことが挙げられます。

3 つ目としては、この位置付けに基づいて、令和 8 年度に、阪神・淡路大震災の経験のある県と神戸・阪神南地域、淡路地域の市が集まり「復興まちづくりのための事前準備の検討会」をスタートさせたことが挙げられます。このような経過・経緯もあり、復興まちづくりのための事前準備の取組の状況を、都市計画審議会にご報告させて頂くこととしました。

次に、画面下段の「報告の内容」をご覧ください。本日は、1 つ目に全国及び県内における復興事前準備の取組の現状、2 つ目に、今年度実施している復興まちづくりのための事前準備の検討会の実施状

況、3つ目に、今後の復興まちづくりのための事前準備の進め方の3項目を報告させていただきます。よろしくお願いします。

まず、最初に、認識の共有として、復興まちづくりや復興事前準備について、復興計画のどの分野を対象に、どのような取組を指すのかをご説明します。画面の左側に記載している復興計画の枠囲みをご覧ください。災害からの復興にあたり、一般的に、復興計画が作成されます。この復興計画には、産業、市街地整備、医療福祉など、各分野の復興方針等が示されます。真ん中、上段の市街地復興計画の枠囲みをご覧ください。このうち、都市計画部局は、市街地整備の復興を担っていくため、この復興計画に沿い市街地を対象に、市街地復興計画を作成します。この復興計画に基づき、復興が必要な市街地の範囲を絞り込み、まちづくりを進めていくことになります。図の赤丸で示した市街地が復興に向けたまちづくりを進めるエリアとお考え下さい。ここでのまちづくりのことを、「復興まちづくり」と位置付けています。

左側の上段をご覧ください。「復興まちづくり」とは、市町が中心となり、専門家の参画を含めて、住民との合意形成のもと市街地整備を進めるまちづくりのことです。中段をご覧ください。復興まちづくりの実施主体は、被災した市街地整備の復興を担う都市計画部局となります。下段をご覧ください。このため、復興事前準備の取組の主体は、復興まちづくりを担う都市計画部局となります。このように、復興まちづくりや復興事前準備は、市街地整備を対象に、都市計画部局が中心となり取組んでいくものと整理されています。

次に、どのような取組が復興事前準備の取組に当たるのかをご説明します。まず、図の上段に、災害への備えとなる「事前の対応」を記載しています。事前の対応には、左側の防災・減災対策、右側の復興事前準備があります。被害を防ぎ・最小化する取組が防災・減災対策です。具体には、建物の耐震化、不燃化、防災まちづくり、都市施設の整備などがあります。これに対して、被害想定から復興を準備し迅速に復興する事前の準備となる取組が復興事前準備です。これは、過去の大規模災害の課題・教訓を踏まえ、事前の取組の必要性が指摘され、復興事前準備として行われるようになった対応です。例えば、

事前に、復興体制や復興手順などを検討しておく必要があるとの教訓を踏まえた取組です。

図の真ん中、「5つの取組」をご覧ください。この復興事前準備は、体制、手順、訓練、基礎データ、目標の5つの取組に分類されています。体制では、復興まちづくりを進める部署の事前の検討、手順では、復興をどのような手順で実施していくのかの事前の検討、訓練では、職員が市街地復興への理解と知見を得るための復興訓練の実施、基礎データでは、まちの課題を分析するためのデータの事前整理や分析、目標では、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針の事前検討があります。復興事前準備とは、このような取組を各自治体で取組んでいくものです。

では、この5つの取組を事前に行った際の期待される効果を見ていきます。スライド真ん中の図は、復興まちづくりの流れを、復興事前準備の取組がない場合とある場合に分けて、模式的に示しています。図の左側が復興事前準備の取組を行っていない場合の復興まちづくりの流れを示しています。災害発生後、業務が輻輳し、復興に向けて始動ができず、混乱が生じます。このため、復興に向けた業務に空白が生まれ、情報収集や業務着手に遅れが生じます。結果として、復旧・復興方針の検討に時間がかかり、復興までの期間も長くなり、被災地に住民が戻らないという状況が生じます。

一方、図の右側が復興事前準備に取組を行っている場合の復興まちづくりの流れを示しています。事前の準備があり、速やかに復興に向け始動ができます。事前に復興方針等の考え方が整理されているため、復興まちづくりの検討期間が短縮されます。結果として、復興まちづくりの事業完了までの期間が短縮し、人口流出が抑制できます。このように、事前準備を行っておくことで、復興の迅速化で復興事業が完了するまでの期間の短縮が図られます。

画面の下段の復興事前準備により期待される効果をご覧ください。期待される効果をまとめると、1つ目に、被災後の膨大な事務作業に事前に備えることで被災後の職員の負担の軽減につながる、2つ目に、事前準備の取組が自治体における復興まちづくりに対応可能な人材の育成につながる、3つ目に、復興体制等の整備による

復興までの時間短縮が図られること、4つ目に、被災後、速やかな目標や復興まちづくりの方針の決定により、より良い復興の実現につながることが、挙げられます。

次に令和7年7月時点での全国での復興事前準備の取組状況をご紹介します。上段左側の図をご覧ください。取組全体では、5つの取組のいずれかの取組を検討済み・検討段階の自治体は69%です。一方、検討していない自治体は31%でした。その右側の図をご覧ください。復興体制の事前準備は、検討済みが58%、検討段階は36%に対して、検討していない自治体は6%でした。その右側の図をご覧ください。復興手順の事前検討は、検討済みが41%、検討段階は37%に対して、検討していないは22%でした。体制や手順に関する取組は、進んでいることがわかります。下段の左側の図をご覧ください。復興訓練の実施は、検討済みが10%、検討段階は13%に対して、検討していないは77%でした。その右側の図をご覧ください。基礎データの事前整理、分析は、事前整理又は分析を行っているが14%、検討段階が22%に対して、検討していないは64%でした。その右側の図をご覧ください。復興における目標等の事前検討は、検討済みが11%、検討段階は28%に対して、検討していないは61%でした。訓練、基礎データ、目標に関する取組は、進んでいないことがわかります。

次は、目標等の検討の取組の一つである、事前復興まちづくり計画の策定状況です。まず、右上の参考1をご覧ください。事前復興まちづくり計画について説明します。この計画は、被害想定やまちの課題、復興まちづくりの目標・実施方針、目標の実現に向けた課題や解決のための方策を記載した計画です。左側の円グラフは、事前復興まちづくり計画の策定状況を示します。策定済みが2%、策定作業中が2%です。また、検討中が23%です。一方、検討していないが74%です。

下段の参考2をご覧ください。この事前復興まちづくり計画のとりまとめのタイプを紹介しています。計画の内容を全て記載する「単独型」、既存の計画に計画の内容を記載する「盛り込み型」があります。なお、盛り込み型で、体制や手順等に関する内容については別途、手引きとして作成するタイプもあります。右側の円グラフは、計画とりまとめのタイプを示します。計画を策定済み、検討中の自治体の計画の

うち、45 自治体が単独型の計画、9 自治体が盛込み型の計画、5 自治体が盛込み型の計画で別途手続きを作成しています。以上が、全国
の取組状況です。

次に、県内市町の取組の状況です。こちらは、令和8年1月に県で
実施した「都市計画部局における復興まちづくりのための事前準備
の取組に関するアンケート調査の結果です。真ん中の枠囲みをご覧
ください。都市計画部局による復興まちづくりのための事前準備の
取組状況について、自由記述式で質問したところ、ご覧の4市から取
組の回答がありました。西宮市は、復興事業の都市計画決定等を円滑
にすすめるための手続等をまとめた事前計画を策定予定で防災部局
と協議中です。上郡町は、地域防災計画に、復興体制、生活復興対策、
都市復興対策の実施等に関する事項の位置付を行っています。朝来
市は、今後、地域防災計画に復興まちづくりのための事前準備を新た
に位置付け予定です。洲本市は、市都市計画マスタープランに速やか
な復興活動ができるまちづくりを安全安心の方針に位置付けていま
す。

下段の枠囲みをご覧ください。また、復興まちづくり計画等の策定
の意向は、検討の予定があるのが1市、今後、取組みたいが14市町、
検討の予定はないが26市町でした。以上が、全国及び県内市町の取
組状況です。

次に、令和8年度に実施している復興まちづくりのための事前準
備の検討会等について報告します。まず、検討会等の概要です。今年
度、南海トラフ地震により一定の被害が想定される沿岸部の7市を
対象に復興まちづくりのための事前準備の取組についての検討会を
開催することとしました。検討会では参加市の復興事前準備の現状
や取組の進め方を検討するとともに、検討会の結果を踏まえた県及
び市町のマニュアルとなる「復興事前準備の手引(案)」を検討してい
く予定としています。参加市、阪神・淡路大震災の復興業務の経験の
ある、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、淡路市、洲本市、南あわじ
市の7市です。

次に、検討会等の内容です。検討会は5月から10月の間に、計3
回行います。第1回は復興事前準備の現状把握等の意見交換、第2回

は復興まちづくり手法や手順等の検討・意見交換、第3回は第1回と第2回を踏まえた復興事前準備の取組の進め方の検討を行います。
3回の検討会を通じて、参加市と一緒に現状を認識し、次年度以降の具体的な取組に着手することを、ねらいとしています。手引作成は9月から3月の間に、検討会での意見交換も踏まえつつ、これまでの知見やノウハウも再構成し、復興事前準備の手引として、復興都市計画の方針や手続等の流れ、手続に必要な基準の例示、市町の復興事前準備の指針などをとりまとめたと考えています。

ここからは検討会の実施状況をご紹介します。第1回の検討会は5月28日に実施しました。研修として、復興まちづくりや復興事前準備の必要性について認識の共有を図るため、復興まちづくりや復興事前準備の主体、復興事前準備の取組内容とその効果、先進事例の確認などを関係市とともに勉強会形式で実施しました。検討会として、グループワーク形式で、各市での復興事前準備の取組状況、災害危険度の高い地域の把握、復興事前準備の必要性について意見交換や検討を行いました。

1つ目の取組状況については、各市に、事前に5つの取組状況を確認いただき、現状を共有しました。概ね地域防災計画に災害対策本部と合わせて災害復興本部の位置付をしている状況でした。神戸・阪神南地域では、平時から都市計画変更等の手続も行っていることもあり、建物の現況や道路の状況などの基礎データが整備されている状況です。一方、淡路地域では、神戸・阪神間と同じような基礎データの整備には至っていない状況です。また、手順、訓練、目標の検討に関する取組は、阪神・淡路大震災などの経験による知見等がありますが、具体的な取組は、あまりありませんでした。今後、どのような取組を行っていくのかも含めて検討が必要な状況でした。

2つ目の災害危険度の高い地域の把握については、各市で被害想定、建物老朽度、基盤整備の状況を踏まえ災害危険度の高い地区等を、その確認方法も含めて共有しました。神戸・阪神南地域では、基礎データの整備が整っており、被害想定や平時のまちづくりの状況も踏まえて、災害危険度の高い地区等を把握することが可能な状況でした。一方、淡路地域では、基礎データの整備が整っておらず、今後、

あらためて危険度の高い地区の把握の必要性を確認しました。なお、実際には災害を正確に予測することはできず、地域を限定した復興まちづくりの検討は難しいこともあり、範囲を限定せず市域全域で検討するのが望ましいのではとの意見も出されました。

3つ目の復興事前準備の必要性について、阪神・淡路大震災等を踏まえた復興体制づくりや手順書等の作成、具体的取組の検討の必要性などを確認できました。第1回目の検討会では、関係市が集まり情報の共有と検討過程を通じて、次の取組へのきっかけに繋がったと考えています。

第2回の検討会として神戸・阪神南地域は7月22日、淡路地域は27日に実施しました。研修として、復興まちづくり手法や手順について認識の共有を図るため、阪神・淡路大震災等の復興まちづくりの事例と復興都市計画の手順を確認しました。検討会として、各市での市街地の復興パターンの検討、復興都市計画についての机上訓練、復興都市計画の課題検討として、意見交換や検討を行いました。

1つ目の市街地の復興パターンについては、各市より、被災が想定される災害危険度の高い地域での復興パターンを報告いただき、意見交換を行いました。復興パターンについては、主に老朽建物や狭小宅地が多く、道路などの基盤未整備の市街地での区画整理や個別再建のほか、淡路では津波被害に対する移転が想定されました。復興パターンを検討する中で、未整備の都市計画道路への対応、空地や空家への対応、住民意向の把握などの課題が抽出されました。更に、事業手法を精査し、復興パターンを詳細に検討する必要性も認識できました。

2つ目の復興都市計画についての机上訓練については、各市で、発災後の被害把握から復興都市計画決定までの手続の検討結果を報告いただき、意見交換を行いました。復興まちづくりに向け、二段階都市計画を想定し、都市計画手続の手順書の必要性を確認しました。更に、手続に当たり、過去の震災の経験を踏まえ、住民への情報周知等のための連絡手段や早期の合意形成の必要性も確認しました。なお、規模の小さい自治体においては、必要な手続を短期間で実施できるのかなどの課題も挙げられました。

3つ目の復興都市計画の課題検討においては、被害想定や復興パターンは広域のエリアを対象とするだけでなく、課題がより具体的になる即地的なエリアでの検討も必要であることを確認しました。また、一般的な復興都市計画の手順の整理に加え、どの項目を事前に準備するのか等の検討の必要性も確認しました。特に、規模の小さい自治体においては、被害調査の方法、都市計画審議会の開催の方法など、手順を具体的に示す必要性があることも確認できました。

第3回目の検討会のテーマは、復興事前準備の取組の進め方、復興事前準備の手引（手続編）となっています。1回目、2回目の検討会を踏まえて1の復興事前準備の取組の進め方について、現時点で考えられる今後の取組の項目や順番、場合によっては取組のスケジュールなどを、各市より報告いただくとともに、関係市で共有し、来年度以降の取組に繋げていければと考えています。また、取組が進んだ段階で策定していくことが考えられる「復興まちづくり計画」について、どのような位置づけとするのか、記載する項目や内容などに関して意見交換していく予定です。

2の復興事前準備の手引（手続編）について、復興まちづくりや復興都市計画を進める上で必要な手続について意見交換し、市町が復興まちづくり等に携わる際に参考となる手続き等をこの手引に反映していきたいと考えています。

下段の「復興事前準備の手引（手続編）」の検討をご覧ください。検討会の結果も踏まえ、県で、復興事前準備の手引きをまとめて行くこととしています。手引きの目的は、一つに、県及び市町職員の復興まちづくり、特に復興都市計画に関する手順等のマニュアルとすること、復興業務に携わる際の行動の指針にすることとしています。同時に、平時・復興時を問わず、まちづくりや都市計画の考え方を示すことも考えています。手引に記載する内容は、①阪神・淡路大震災等で蓄積してきた復興まちづくりに関する知見やノウハウの再整理と提示、②被害想定と市街地復興パターンの提示、③復興まちづくりを進める際に必要な建築制限や都市計画決定の手続の提示を考えています。これら①から③については、これまで県において、阪神・淡路大震災の10年、20年の節目に教訓としてとりまとめてきた「伝え

る」、阪神・淡路や東日本大震災の教訓を踏まえ取りまとめた災害対応の手引き「活かす」、阪神・淡路大震災復興に関する業務の記録誌などの貴重な資料を最大限に活用し、実務的なマニュアルとして手引に落とし込んでいきたいと考えております。また、④復興まちづくりを進めていく上での留意点の提示については、これまでの震災の教訓を踏まえて、大規模災害が起こった際には、よりよい復興業務の実施に向けた判断の材料を示すことを考えています。⑤復興事前準備の取組の進め方の提示については、今回の検討会の内容を踏まえながら、市町での段階的な復興事前準備の取組や進め方等を示していくことを考えています。その他に、手引には、基本的な手順や情報を掲載し、適宜、市町の意見を聴きながら更新する冊子にしたいと考えております。

最後に、復興まちづくりのための事前準備の今後の進め方を、ご紹介します。スライドの上段の工程表（案）をご覧ください。左端の令和8年度は、先ほど、ご紹介したとおり、神戸、阪神南、淡路地域を対象とした検討会と復興事前準備の手引（素案）を検討しています。真ん中の令和9年度は、復興事前準備への着手として、今年度、検討会に参加している神戸、阪神南、淡路の各市を対象に、復興事前準備の取組の着手を促していきます。具体には、体制、手順の検討、基礎データの整理の検討を深めていただきたいと考えています。また、その他市町への復興事前準備の取組の水平展開として、今年度の検討会に参加していない市町を対象に、今年度と同様の検討会への参加を呼びかけ、取組事例の共有を図って行きたいと考えています。更に、復興事前準備の手引の作成として、検討会を踏まえ「復興事前準備の手引」を取りまとめたいと考えています。左端の令和10年度以降は、復興事前準備の取組の推進として、取組が先行する市町を対象に、復興まちづくり計画の策定や復興訓練の実施などの取組を促していききたいと考えています。一方、その他の市町については、引き続き、体制、手順、基礎データの整理などの取組を促していきます。「復興事前準備の手引」については、必要に応じて更新することとし、今後の市町の取組内容や今後、新たに制度化される事業制度等も踏まえ、より勝手のよい手引としていききたいと考えています。

スライドの下段の復興事前準備の裾野の拡大に向けた主な取組をご覧ください。5つの取組について、県と市町に分けて、現時点で考えられる主な取組を記載しています。体制の取組として、県では、既に、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画部局として、ひょうご都市計画基本方針や都市計画区域マスタープランに復興事前準備の取組を進めていくことを位置付けています。市町では、地域防災計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等へ復興事前準備の取組を位置付けていくことが考えられます。基礎データの取組として、県では、既に都市計画データ等を整備しており、復興まちづくりに関連する計画やデータの把握も必要になってくると考えています。市町では、既に実施済みの市町もありますが、都市計画データ等の整備、災害危険度高い地域の把握、復興まちづくりに関連する計画やデータの把握が考えられます。

手順の取組として、県では、現在、復興まちづくりや復興都市計画等の手順の検討を進めています。今後、庁内での復興都市計画手続等の手順の共有があります。市町では、復興都市計画の手順の整理と手順書の作成が考えられます。

訓練の取組として、県では、今年度、市町を対象に検討会を実施していますが、引き続きこの検討会の実施が挙げられます。これは、取組を促すための気づき、体制や手順を考えていく事前準備の導入的な訓練と考えています。この他、市町を対象とした、研修会や庁内での復興都市計画等に関する訓練の実施も考えられます。市町では、県が実施する検討会や研修会への参加があります。また、各市町庁内での復興都市計画等に関する訓練の実施。更に、地域住民等との訓練の実施も考えられます。

目標の取組として、県では、本日ご説明しました復興まちづくりの手引(手続編)の作成があり、今年度検討していきます。また、その継続的な取組として、手引の更新があります。市町では、復興まちづくり方針の検討や復興まちづくり計画の策定などがあります。この復興まちづくり計画は、既存の計画に盛り込む形式で、例えば、市町都市計画マスタープラン等へ、大まかな方針、手順、復興事前準備に当たっての課題などを記載するなどの方法により取組が進められると

考えています。

市町の取組は、体制の取組から、矢印の順で、順次、基礎データの整備、手順の検討、訓練の実施、それを取りまとめた目標の設定へと、熟度に応じた取組の展開を促したいと考えています。

復興事前準備の取組は、職員自らが、復興の体制やその手順を検討し、また、基礎データを整理し、定期的な訓練を行うなどの、作業であり、このプロセスそのものが、人材の育成に繋がり、組織の対応力を向上させる取組にもなると考えております。一足飛びにこれらすべての取組を行うことはできませんが、市町と連携しながら取組の裾野を拡大していきたいと考えております。

以上、復興まちづくりのための事前準備の取組について、ご報告させていただきました。

○議長 ご説明をありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました本件は、県から取組状況の報告を受けたということで整理したいと思います。せっかくの機会ですので、ご質問またはご意見がありましたらお願いします。

○5番委員 12 ページのスライドですが、目標のところが復興事前準備の手引きの作成、更新となっておりますが、県が考えること、やることであるからここで止まっているということでしょうか。市町が計画を作るという目標は入っていないのでしょうか。それに関連して、最終的に全市町が計画を作ることを想定されているのでしょうか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。上段と下段に分けて目標を書かせていただいております。ご指摘いただいたとおり、兵庫県の目標には手引の作成、更新というところで留めております。復興まちづくり計画という概念は、主体として市町が計画を策定することが国で想定されておりますので、市の取組を促進するために県としては手引を作成することを目録欄に書かせていただいております。もう一つの全ての市町に対して、計画の策定まで求めているかと言うご質問ですが、もちろん全ての市町に災害を想定して作っていただきたいところではありますが、なかなか最終の計画策定までたどり着くことは非常にステップが多いので、まずはこれまでの経験やノウハウを今の職員の方々に引き継いでいくため、経験やノウハウを持っていらっしゃる方が退職してしまう前に、貴重な知見をうまく引き継いでいけるような体制や取組を目指してい

きたいと思います。

○5 番委員 ありがとうございます。スライド7で市町の温度が低いと言いますか、検討の予定がないがかなりあるのですね。それはまだこうした周知が充分でないということで、今後は周知等によって改善していきたいということですね。

○事務局 はい、ご指摘のとおりです。これは兵庫県に限らず、全国的になかなか計画策定に向けた取組が進んでいないと聞いております。一方で、南海トラフ地震等を意識して、太平洋側に面する自治体では意識が高く、こういった取組もやっていこうと積極的に行っている自治体もありますので、兵庫県も今後周知を図りながら市町の取組を後押しできるような体制を取っていけたらと考えております。

○5 番委員 わかりました。私個人としても本当に有効かという確信があるかと言うと確信はなく、どれだけ有効なものなのか、手間に比べて事前にどれほどやるべきなのか懐疑的な思いも持っておりますので、おそらく一般県民や市町の担当者の方も、わざわざどうしてやるのかというところからまだ抜けられないこともあるかと思しますので、必要性に関する整理や説明をしっかりとっていく必要があると思います。以上です。

○議 長 ありがとうございます。その他にご意見はございますか。

○24 番委員 重要な計画になっていくのだらうなと思っており、これがあるのとないのでは、災害に遭って次に復興へのスタートダッシュというところで、計画として浸透していくのではないかと思います。南海トラフ地震の想定を基本としているということで、地域によって、災害の度合いが違うと思います。地震だけではなく例えば大雨なども、視野に入っているのでしょうか。また発災して、市町がこの計画に基づいて動いていくという中で、この計画は、市町が動き出すどの地点からの計画になっているのかをお尋ねします。

○事務局 ありがとうございます。まず想定される災害ですが、基本的には地震あるいは津波が想定されるかと思いますが、ご指摘のあったように豪雨によって生じる洪水といった地形的なもの、市街地の状況によって想定される被害への対応も含まれますので、地震だけにとらわれずに考えていく必要があると思っております。また、動き始めるのは発災直後からです。

○議 長 地域防災計画の避難や復旧と重なった部分ですね。復興事業が始まる2年目や3年目からスタートということではなくて、発

災時から避難・復旧を行いながら、復興に向けた取組が行われると考えているということですね。

○事務局 おそらく最初に応急・復旧、生活再建に向けて動きが始まって、それがある程度落ち着かないと、従来のやり方ではなかなか復興まちづくりに取り組む時間や人も割けない状況ですが、それを事前に取り組んで事前準備をしておけば、発災後すぐ、例えば都市計画の面的な事業をやるとなったときに、建築制限をかけたり、それに連動するような復興都市計画の決定手続を円滑に進めていけたりすると考えておりますので、復興事前準備の取組による効果は発災直後から生じるものであると考えております。

○24 番委員 ありがとうございます。安心しました。南海トラフだけではなく、それぞれの地域の災害の課題へ対応するというところで、市町の意見をよく聞いて進めていただくのが一番いいと思います。被災した東北がどのように復興を進めて、どこが課題だったのかをよく見ていただくことも大事かと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 お 2 人の委員からご意見があったように、防災として独立してということではなく、被害があったときからすぐに重ねて行うということ、日常的なこと等も重ねておくことも大事かと思います。特に目標像を作るということは、被害があったからといって、今まで目標としていたまちづくりと全く違うことにはならないと思うので、そういったことはきちんと事前に整理しておくことや、阪神・淡路大震災の発災時とはだいぶ様相違ったのは、空き地ができているということで、どこを何を協議したら事業を進められるのかがわかりにくくなっているの、データ整理を含めてそういった状況把握をしていかなければならないことも日常的なこととかなり重なっています。また、人材は当時よりも職員、専門家、市民の数も減っているかもしれない状況で、30 年前とは異なっており、手続については経験を経た上で、何をしたら良いかということがわかっている反面、非常に多くの手続があったり、県と市の役割も変わったりしているので、すでに策定されている県下の市町のものを見たところ、西宮市は手続についてということで、やること自体は独自ですが、重要なポイントは手続や体制を地域防災計画と重ねているという事例が多いのは、そういうことかと思います。あまり全体をフルスペックでやって、実効性があるのかというご意見もいただきますが、そのあたりは自治体が判断して、押さえるべ

きポイントは押さながらやっていくこと、何がポイントかということを経験してからでないと判断しにくいので、県としてはきちんと必要なことを網羅していた上で、人材養成も兼ねてやっていくと理解しました。

2つ目に質問で、データがないと言いますか、阪神間ではほぼあったが、淡路地域ではなかったとおっしゃっていましたが、淡路3市全てでないという状況でしょうか。もしくは災害によって、例えば南海トラフであれば、南あわじ市はよく考えていらっしゃるような気がしますし、淡路市では以前の経験を強く踏まえてというような状況なのではないでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。実際に3市の中でも、例えば都市計画の観点から見ると、洲本市には用途地域がございます。住居が建っているエリアや工場のエリアをゾーニングするための都市計画が定まっているのが洲本市です。それ以外の淡路市と南あわじ市には、都市計画区域には入っているのですが、そういった建物の立地を制限するような都市計画はございません。その都市計画を決めるための基礎調査を5年に1回のサイクルで行っているのですが、用途地域を定める洲本市とそれ以外の2市では、実施する都市計画基礎調査自体の調査項目の数や密度が違います。そういった意味合いで、例えば洲本市では一定のデータを揃えられているが、残りの市では難しい、あるいは都市計画のデータだけに限らず、例えば建物のデータで一番有効性の高く、いろいろな情報が載っている課税データは、個人情報の話があり、データの取り扱いにおける目的外使用の制限がかかってくるため、そのあたりをどのように整理できるかが今後の課題と考えております。

○議長 わかりました。どうなるかは検討会の結果次第でしょうが、市町によっては内容の違いが出てくるのかなと思いました。ありがとうございます。その他、ご質問やご意見はございますか。

では、以上を持ちまして本日準備いただきました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和8年度第1回兵庫県都市計画審議会を閉会いたします。各委員の皆様には、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

閉会 午後3時09分